

工事価格の算定 及び 最低制限価格等の算定 における スクラップ控除額の取り扱いについて

さいたま市水道局では、平成28年度の発注工事から、原則として、工事価格の算定及び最低制限価格等（※1）の算定におけるスクラップ控除額（※2）を下記のとおり取り扱いますのでお知らせいたします。

記

1 工事価格の算定における取り扱い

工事価格の算定においてスクラップ控除額は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定における率計算の対象としていません。設計書では、次のとおり「スクラップ控除額」を直接工事費とは別に「工事価格（積上額）」に計上いたします。

$$\text{工事価格} = \text{工事原価} + \text{一般管理費等} + \{ \text{工事価格(積上額)} = \text{スクラップ控除額(※2)} \}$$

2 最低制限価格等の算定における取り扱い

最低制限価格等の算定にあたっては、「スクラップ控除額」を次のとおり取り扱います。

- [直接工事費 + { 工事価格（積上額） = スクラップ控除額（※2） }] × 所定の率
（例） [直接工事費 + { -〇〇,〇〇〇円 }] × 所定の率
- 共通仮設費 × 所定の率
- 現場管理費 × 所定の率
- 一般管理費 × 所定の率

最低制限価格等に関する要綱等については、さいたま市ホームページ【[トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [上下水道・ごみ](#) > [上水道](#) > [事業者の方へ](#) > [契約関連規定集・様式集](#) > [水道局規程集（建設工事、工事に伴う設計）](#) <http://www.city.saitama.jp/001/006/002/050/002/p007827.html>】に掲載していますので、ダウンロードファイルをご覧ください。

- ※1 最低制限価格等は、「最低制限価格」、「調査基準価格」及び「失格基準」を指します。
- ※2 スクラップ控除額は、買取価格であるため金額はマイナス表示「-〇〇,〇〇〇円」となります。

参 考

最低制限価格の算定例

工事価格の算定例

	金額（円）
直接工事費	1,000,000
共通仮設費	300,000
現場管理費	400,000
一般管理費等	200,000
工事価格（積上額）※3	-100,000
工事価格	1,800,000
消費税相当額	144,000
本工事費	1,944,000

※ 上表の数値は全て参考値です。

※3 スクラップ控除額は、工事価格（積上額）に計上されています。

最低制限価格の算定例

	A（円）	所定の率	A × 所定の率（円）
直接工事費 + 工事価格（積上額）※3	1,000,000 + (-100,000)	0.95	855,000
共通仮設費	300,000	0.90	270,000
現場管理費	400,000	0.80	320,000
一般管理費	200,000	0.55	110,000
計	1,800,000		1,555,000
	消費税相当額		124,400
	最低制限価格		1,679,400

※ 上表の数値は全て参考値です。

※3 スクラップ控除額は、工事価格（積上額）に計上されています。